

## 町田市地域包括支援センター運営協議会について

高齢者支援センターに係る事項については、「町田市地域包括支援センター運営協議会」にて協議し、その意見を踏まえて市で決定しています。

今回の「高齢者支援センターの機能の充実について」も、同協議会で協議したうえで、当審議会に諮ることとなります。

## 地域包括支援センター運営協議会とは

## 目的

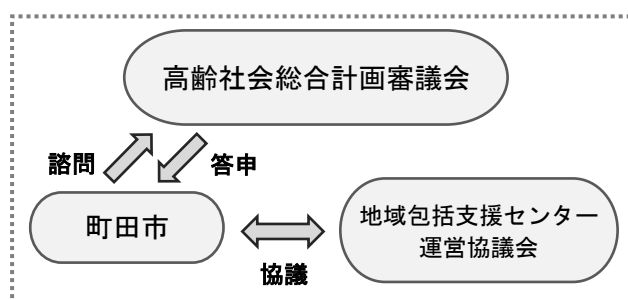
同協議会の設置要綱において、「地域包括支援センター（高齢者支援センター）の公正及び中立性の確保その他センターの円滑かつ適正な運営を図る」ために設置すると規定されています。

## 設置根拠

介護保険法施行規則、町田市地域包括支援センター運営協議会設置要綱

## 位置づけ（市町村との関係）

下記の「役割・所掌」に規定されている事項等について、同協議会で協議を行い、その意見を踏まえて、市が決定します。



## 役割・所掌

- ・センターの設置等（担当地域、設置・変更・廃止、事業の委託）に関すること
- ・センターの運営に関すること
- ・センターの職員確保に関すること 等

## 現在の委員構成

介護保険の被保険者	2名
介護サービス及び介護予防サービスの事業者	2名
地域における保健・医療・福祉関係者	3名
学識経験者	3名

## 【現在の検討状況】

7月に開催された同協議会において、高齢者支援センターの機能の充実について、課題と施策の方向性について協議し、意見をいただいています。

10月に開催される同協議会において、具体的な取り組みについて協議を行う予定です。